

かほく都市計画特定用途制限地域

種 類	面 積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備 考
住環境保全地区 (高松北西部地 区・高松南部地 区・大崎地区)	約 79ha	(1) 店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるもの (2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）別表第 2（に）の項第 3 号及び第 5 号に掲げる建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるもの (3) 法別表第 2（に）の項第 6 号に掲げるもの (4) 法別表第 2（ほ）の項第 2 号及び第 3 号に掲げるもの (5) 法別表第 2（へ）の項第 3 号及び第 5 号に掲げるもの (6) 法別表第 2（り）の項第 2 号及び第 3 号に掲げるもの (7) 法別表第 2（る）の項第 1 号及び第 2 号に掲げるもの (8) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超えるもの	農振農用地 区域及び保 安林を除く
住環境保全地区 (高松東部地 区)	約 107ha	(1) 店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるもの (2) 法別表第 2（に）の項第 3 号及び第 5 号に掲げる建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるもの (3) 法別表第 2（に）の項第 6 号に掲げるもの (4) 法別表第 2（ほ）の項第 2 号及び第 3 号に掲げるもの (5) 法別表第 2（へ）の項第 3 号及び第 5 号に掲げるもの (6) 法別表第 2（る）の項第 1 号に掲げるもの (7) 法別表第 2（ぬ）の項第 3 号に掲げるもの (8) 法別表第 2（と）の項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの (9) 法別表第 2（り）の項第 2 号及び第 3 号に掲げるもの (10) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超えるもの	農振農用地 区域及び保 安林を除く

商業適正立地地区	約 13ha	(1) 法別表第 2 (い) の項第 4 号及び第 6 号に掲げるもの (2) 法別表第 2 (は) の項第 2 号及び第 4 号に掲げるもの (3) 法別表第 2 (に) の項第 6 号に掲げるもの (4) 法別表第 2 (り) の項第 3 号に掲げるもの (5) 法別表第 2 (ぬ) の項第 4 号に掲げるもの	農振農用地区域及び保安林を除く
主要幹線道路沿道地区	約 117ha	(1) 店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるもの (2) 法別表第 2 (に) の項第 6 号に掲げるもの (3) 法別表第 2 (と) の項第 5 号に掲げるもの (4) 法別表第 2 (り) の項第 2 号及び第 3 号に掲げるもの (5) 法別表第 2 (る) の項第 2 号に掲げるもの	農振農用地区域及び保安林を除く
工業適正立地地区	約 228ha	(1) 法別表第 2 (に) の項第 6 号に掲げるもの (2) 法別表第 2 (を) の項に掲げるもの	農振農用地区域及び保安林を除く
合計	約 544ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」